

## JCR 行動規範の制定について

### 1. はじめに

世界 100 余の国・地域の証券監督当局等から構成される「証券監督者国際機構」（略称“IOSCO”）は、昨年 12 月に「信用格付機関の基本行動規範」（“Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies”、以下「IOSCO 規範」と言う。）を公表した。これを受け、今般、㈱日本格付研究所（JCR）では、IOSCO 規範に基本的には準拠しつつも、更にそれに当社の考え方やこれまでの運用方法等を取り入れる形で、当社の格付け業務運営の指針・規範となるべき「JCR 行動規範」を制定し、5 月 31 日から実施することとした（別添の JCR 行動規範本文を参照）。あわせて、JCR 行動規範に即してインターネットを通じた情報開示等の面で一層の充実を図った。以下では、JCR 行動規範の制定に至った経緯、その制定の意義、IOSCO 規範と比較した JCR 行動規範の特徴点などについて述べることとする。

### 2. JCR 行動規範制定の経緯

IOSCO では、01 年の米国エンロン社等の破綻を契機に証券市場の抱える様々な問題について検討を開始したが、そのなかの重要な論点として格付会社の業務活動の在り方が議論の俎上に上ることとなった。IOSCO 専門委員会（日本の金融庁を含む先進国・地域の証券監督当局で構成）は、こうした検討の一環として、03 年 9 月に「信用格付機関の活動に関する原則」（“Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies”、以下「IOSCO 原則」と言う。）を公表し、4 つの基本原則（①格付プロセスの品質と誠実性、②独立性と利益相反、③開示と透明性、④秘密情報）の下で、合計 18 の具体的原則を定めた。その後も、IOSCO では、関係者との協議を続けたが、その中で上記 IOSCO 原則は簡略なものであるため、同原則を実施するガイダンスとして、より詳細な行動規範を作成する必要性が指摘された。

このような指摘を受けて作成・公表されたのが、IOSCO 規範である。従って、IOSCO 規範の性格は、あくまで個別の格付会社が行動規範を制定する際にガイダンスとして参照するもので、一字一句その通りの規範の制定が要求される厳格な公的基準ではない。個別の格付会社は、その置かれた法制の相違等、合理的理由がある場合には、これと異なる内容を自社の行動規範に盛り込み、一部修正することも可能とされている。

JCR では、上記一連の IOSCO における検討にコメント提出等により積極的に関与したが、この過程において格付会社の適正な業務運営に対する市場・当局等関係者の関心やニーズが極めて高いことを実感し、こうした要請に適切に応えるために JCR 行動規範を制定することとした次第である。

### 3. JCR 行動規範制定の意義

JCR 行動規範で定めている事項は、客観性、独立性、透明性等を要求される格付会社としては、改めて行動規範という形の成文で定められなくとも、本来自律的に遵守すべきものであり、またそうでなければ長期的に市場からの信認を維持し得ないものと JCR では受け止めている。これまでも、JCR は、格付会社の行動については銀行等と異なり、監督当局による法的監督下にないため、基本的には自己規律と市場による評価の両面からその適正性を確保すべきものと考えてきた。こうした考え方から、社内規程あるいは社内慣行等の形で、利益相反関係の排除、機密情報の管理等について厳格な運用を定めてきた一方、格付けの視点等に関するペーパーを多数発表し、またホームページの充実にも意を配るなど格付けの透明性の向上にも努めてきた。しかし、こうした JCR の対応は、外部から見ると、その全体像や具体的内容が必ずしも明確になっているとは言い難いし、そうした対応措置が全体として格付け業務の適正性を確保するのに十分なものなのかどうか判断が困難なことは否めない。ちなみに、日本 CFO 協会が本年初に実施した上場企業の財務担当役員意識調査によれば、「格付会社は、発行体の機密保持のための手続き及び仕組みを明確化し、遵守すべきである。」との項目について「その通り」とする回答が 95%を占めているにもかかわらず、実態がそのようなになっていると考えている者は 34%に過ぎない。また、「格付会社は発行体との手数料や支払に関する話し合いに、格付けプロセスに直接関係している者を参加させるべきではない。」との項目についても上記両比率は各々 75%、27%となっている。このように、格付けされる企業サイドには格付機関の業務運営の適正性について不信感があるのが実情である。このため、「公的な規制機関は、格付会社が長期的に信頼性の高い格付けを恒常的に実施できるかどうかを判断するために基準を設けるべきである。」との見解に 56%の回答者が賛意を表している。こうした事情を踏まえれば、今回 JCR が行動規範を公表したことは、JCR の格付け業務の運営に関連する規範の全体像を明示的に提示することにより、市場参加者や格付先等の JCR に対する理解を一層深めることに資することが期待される。また、それは同時にこうした第三者が JCR 行動規範を踏まえてより具体的に厳しい目で JCR の業務運営の適否を評価することを意味する。JCR にとってはこうした外部の批判に耐えうる適正な業務運営を行うため、JCR 行動規範がこれまでもまして自己規律を働かせるインセンティブとなるものと考えている。

### 4. JCR 行動規範の主要な内容の解説

JCR 行動規範は、以下の 6 章（全 34 か条）および実施期日を定める附則から構成されており、当社自体とその従業員（役員を含む。）の双方を対象とし、JCR の格付け業務の運営およびそれに付帯する事項の全般を取り扱っている。

第 1 章	質の高い格付けプロセスの維持（第 1 条～第 7 条）
第 2 章	格付会社としての独立性の維持と利益相反行為の禁止（第 8 条～第 12 条）
第 3 章	従業員の独立性維持と利益相反行為の禁止（第 13 条～第 17 条）
第 4 章	格付け情報の公開（第 18 条～第 24 条）
第 5 章	機密情報の取り扱い（第 25 条～第 32 条）
第 6 章	本行動規範の公表および市場参加者等の意見等の取り扱い（第 33 条～第 34 条）

JCR 規範は、上述の通り、IOSCO 規範に基本的に準拠する形で定めている（JCR 行動規範の個別条文と IOSCO 規範、IOSCO 原則各々の個別条文との対応関係については、別表参照。）一方、JCR の考え方等に基づいて IOSCO 規範の規定内容を更に補足し、または規定の対象から除外した部分等もあるので、これらを含めて、以下、JCR 行動規範の主要な内容についてやや敷衍して説明したい。

#### （1）格付けの種類と JCR 行動規範の適用対象

JCR 行動規範は、JCR の行っている格付け業務全般をその適用対象とする。現在、JCR の行っている格付けの種類としては、「長期格付け」（対象は個別債券、債券発行プログラム、保険金支払能力、債務者の包括的な債務返済能力を示す長期優先債務など）、「短期格付け」（対象は CP など個別の債務、債務者の短期の包括的な債務返済能力を示す短期優先債務など）、「ファンデ信用格付け」、「サービサー格付け」があるが、個別の条文においてその旨明示していない限り、これらの格付けを付与する行為については JCR 行動規範が適用される。また、サービサー格付けは、サービサーのサービシング業務の遂行能力を評価対象としている点で、それ以外の格付け（評価対象は信用力）とやや性格を異にしている面があるが、格付けの客観性、独立性、透明性等が要求される事情は同一であるので、同じく JCR 行動規範が適用される。

#### （2）格付手法の公表

JCR 行動規範はその第 1 条において、格付けは厳格かつ体系的な手法に従い、利用可能な全ての情報をベースとして行うものと定め、その格付手法は明文化して公表すべきものとしている。この規定に基づき、JCR では、インターネットのホームページ（<http://www.jcr.co.jp>）上において公開していた格付手法の解説を今般、更に詳細かつ明確なものとした。

#### （3）格付けの独立性の確保

格付けの独立性が確保されるため、JCR 行動規範の第 2 章と第 3 章において会社レベルと従業員レベルの双方に亘り所要の規定が置かれている。もともと格付けは格付けアナリストのチームが格付先を調査し、その調査結果に基づき複数人から構成され

る格付委員会の審議により決定される仕組みとなっている。JCR 行動規範では、担当アナリストや格付委員の欠格事由を具体的に規定（第 14 条）することとなったため、個別の格付け案件について一層明確に利益相反関係の排除が図られるようになった。なお、JCR では、格付業務と利益相反を招くコンサルタント業務等の他業務を行っていないので、IOSCO 規範で定めている格付けアナリストのコンサルタント業務等への関与禁止に関する条項を置いていない。同様な理由で、格付先からの収入のうち格付料金収入とその他業務に関連した収入を分別して開示すべき旨の IOSCO 規範の規定に対応する条項も置いていない。

#### （4）証券等取引の制限

JCR およびその従業員は、①格付け業務と利益の相反する場合（第 9 条）、②担当する格付先の発行、保証等する証券および同証券に基づく派生商品の場合（第 15 条）、③格付先に関する機密情報を保有している場合（第 28 条）は証券および派生商品取引を禁じられる。ただし、分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債については、利益相反または不正取引の恐れがないと考えられることから、上記条項による禁止の対象から除かれる。JCR では、本条項の実効性を確保するために、別途、社内規程により、全ての従業員に対して格付先の発行する証券等の取引につき事前の承認を得ることを義務付けている。

#### （5）格付依頼先の異議に対する対応（第 21 条関係）

格付依頼先が付与された格付けに対して異議を申し立てた場合は、JCR では必要に応じて他の格付けアナリストによる再調査や格付委員会の再審議により対応することとしている。本条項は、格付依頼先が格付け結果にどうしても納得できない場合に、いわば再審査の門を開いておき、格付会社と格付依頼先との間に生じ得る事実誤認や業績見通し等に関する見解の相違を出来る限り相互のやりとりを通じて解消することを企図したものである。ちなみに、格付依頼先が格付けに対して異議がある場合に格付会社が他の格付けアナリストの再調査により対応することについては、英・米・仏の企業財務者協会が 2004 年に合同で発表した「公開草案：信用格付プロセス参加者向け標準慣行基準」でも、格付会社にその導入を勧奨しているものである。

#### （6）非依頼格付けの取り扱い（第 23 条関係）

JCR は、従来から格付先の依頼を受けないで格付けする場合は、その格付先の事前の了解を公表の要件としてきており、公表する場合も格付け利用者が依頼格付けと明確に区別できるように格付記号に p の添字を付加することとしてきた。こうした取り扱いは、今後、銀行の自己資本に関する新 BIS 規制が導入された時において、標準的手法では非依頼格付けの利用が原則禁じられていることに運用面での基礎を与え、格付け利用者の便宜に資するものとなろう。なお、国に対する格付け（いわゆる「ソブリン格付け」）については、通常の格付けと異なり、その国所在の個別企業等を格付けする場合にその前提として格付けの上限（カントリーシーリング）を示す参考情報と

して機能しているものであることから、従来通り公表に当たっては添字の付加を省略することとした。

(7) 機密情報の保護義務等（第 25 条および第 28 条関係）

JCR の従業員は、在職時において格付先の機密情報を保護する義務を負うとともに、保有する機密情報に基づいて証券等取引を行うことを禁じられている。JCR 行動規範では、更に、こうした従業員に課する義務・禁止を、従業員の退職後も退職時の契約により引き続き適用する扱いとし、機密情報の適正な取り扱いについて実効性を確保するようにした（IOSCO 行動規範では退職後の機密情報の保護義務を定める規定はあるが、証券等取引の禁止規定はない。）。

(8) 市場参加者等からの意見等の受付部署（第 34 条関係）

JCR は、従来から、情報・研修部において市場参加者および一般からの格付けに関する意見、質問、苦情を受付けてきた。同部に寄せられた意見等は、JCR 社内において、経営および格付部門に報告され、必要な対応策を検討・実施する体制となっている。

(情報・研修部 TEL.03-3544-7013, FAX 03-3544-7026)

5. 終わりに

JCR としては、今般の行動規範制定は、JCR 格付けの信頼性を高め、あわせて市場参加者等からの JCR の業務運営に対する理解を得るのに効果があるものと期待している。今後、格付けは金融市場において益々重要性を増していくと考えられるが、JCR は引き続き適正な格付け業務運営の確保に最大限の努力を傾けていく考えである。なお、格付機関に対して客観性・独立性・透明性等の面で適正な運営を求める市場等のニーズは、将来、金融経済情勢の進展とともに内容的に変化していくことが予想される。JCR がこうした時代の要請に立ち遅れることなく迅速に対応していくために、本行動規範を変更することがあり得ることを付言しておきたい。

取締役格付企画部長 江森 剛文

## JCR 行動規範

(株)日本格付研究所（以下、「JCR」と言います。）は、格付会社が金融市場において果たしている重要な役割を十分に自覚し、その適正な業務運営を確保するために、次の行動規範を制定し、これを遵守します。

### 第1章 質の高い格付けプロセスの維持

#### （格付手法と結果の検証）

**第1条** JCR は、あらかじめ定められた手法に従い、利用可能な全ての関連情報の十分な分析に基づいて格付けを行います。格付けの手法は厳格かつ体系的なものとし、これを明文化して公表します。その結果としての格付けの妥当性については過去の実績に基づいて客観的な検証を行います。

#### （担当アナリストによる格付け）

**第2条** JCR は、担当する分野の格付けに十分な知識と経験を有するアナリストに前条で述べた格付手法に従って格付けを担当させます。ただし、格付けの結果は担当アナリストの意見であると同時に、JCR の意見を代表するものでもあります。JCR およびそのアナリストは格付け対象の発行体または債券等の信用力に関して不適切な表現や誤解を生じさせるような分析、報告が行われることを回避するために必要な措置を講じます。

#### （格付け担当チームと格付委員会）

**第3条** JCR は、アナリスト複数名で構成されるチームに格付けを担当させます。格付け担当チームの組成に関しては、アナリストが適切な格付け評価を行うに足りる十分なスキルを有するかどうか、格付け評価のために十分な情報が得られるかどうか、格付けの継続性を確保し得るかどうか、また格付けに当たって予断を有していないかどうかに留意します。格付け担当チームは、その分析に基づいて格付委員会に対して発行体格付け（以下、「優先債務格付け」と言います。）または債券等格付けに関する提案を行い、格付委員会が格付けを決定します。

#### (格付け記録の保存)

**第4条** JCR は、格付けに関連した内部記録を、社内規程の定める期間保存します。

#### (格付けの見直し、撤回)

**第5条** JCR は、公表した格付けについては定期的に見直しするほか、格付けに影響を及ぼす可能性のある事象が発生する都度見直し、見直し結果に基づいて適切なタイミングで格付けを更新します。公表した格付けを撤回する場合はその旨公表し、また限定された格付け利用者に開示された格付けを撤回する場合はその者にその旨通知します。いずれの場合も、撤回された格付けについて公表する場合は最終の更新時期と今後更新されない旨を明らかにします。

#### (法令等遵守)

**第6条** JCR およびその従業員（役員を含みます。以下同じ。）は、本行動規範および全ての関連法令等を遵守します。JCR は、あらかじめ定めた社内規程に従い、格付け業務と関連を有しない者の中から、法令等遵守に関する事項を主管するコンプライアンス・オフィサーを任命します。社内で法令等に反する行為が現に行われ、またはすでに行われたことを知った従業員は、直ちにコンプライアンス・オフィサーに報告する義務を有し、それに対してコンプライアンス・オフィサーは直ちに所要の対応措置を講じます。この場合、報告した従業員は、不利益な取り扱いを受けることがないよう保障されます。

#### (従業員の公正性、誠実性)

**第7条** JCR の従業員には公正かつ誠実な者を雇用し、特にアナリストには高い水準の公正性と誠実性を維持させます。JCR およびその従業員は、公正かつ誠実を旨として発行体、投資家その他の市場参加者および一般公衆に対応します。なお、ストラクチャード・ファイナンスやそれに類する取引行為における評価見通しを除いて、JCR に格付けを依頼してきた先（以下、「格付け依頼先」と言います。）に対して格付けが決定される前に特定の格付けを保証するような行為は、明示的にも黙示的にも一切行いません。

## 第2章 格付会社としての独立性の維持と利益相反行為の禁止

### (格付けの独立性、客観性の維持)

第8条 JCR およびそのアナリストは、名実ともに格付けの独立性および客観性を維持するために専門的な見地に立って十分な配慮に努めます。格付けは、その格付けが JCR、発行体、投資家その他の市場参加者に及ぼす可能性のある経済的または政治的等の潜在的影響を考慮せずに、信用力評価に関連する要因のみに基づいて決定します。また、格付けは、JCR と発行体等（関係会社を含みます。）との業務上の関係の存否またはその可能性により影響を受けません。

### (利益相反関係の除去、管理等)

第9条 JCR は、JCR 自体または格付けに関与する従業員の判断、分析に影響を及ぼす可能性のある現実的または潜在的な利益相反関係を特定した上で、これを除去または管理し、必要に応じて開示するための手続きを社内規程として制定します。現実的または潜在的な利益相反関係の開示は、明瞭、簡潔、十分で、かつ内容の特定が可能なものとし、適切なタイミングでこれを行います。また、格付け業務と利益の相反する証券および派生商品取引は、分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債を除いて、JCR 自体およびその従業員のいずれにもこれを禁じます。

### (日本国債の格付け担当者の制限)

第10条 JCR は、金融庁との連絡折衝に当たる者に日本国債の格付けを担当させません。

### (付随業務における利益相反除去)

第11条 JCR は、格付け業務に付随する業務を行う場合は、利益相反が生じないような仕組みを確保します。

### (料金体系)

第12条 JCR は、格付依頼先との間で結ぶ料金契約の一般的な体系を開示します。



### 第3章 従業員の独立性維持と利益相反行為の禁止

#### (給与体系等)

**第13条** JCRは、現実的または潜在的な利益相反関係を除去し、または実効的に管理できるように従業員の指揮系統および給与体系を定めます。アナリストは、その担当する発行体の格付けに関連して受ける収入金額に従って報酬を定められ、または評価されることはありません。また、格付けアナリストは、格付け依頼先との料金交渉に関与させません。

#### (格付けへの関与制限)

**第14条** JCRは、従業員が下記の各号のいずれかに該当する場合は、担当アナリストから排除するとともに、格付け委員会の審議、決定に参加させません。

1. 格付けの対象先（以下、「格付け先」と言います。）の証券または派生商品を保有している場合（分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債を除きます。）
2. その保有が利益相反を招く恐れのある格付け先の関連先の証券または派生商品を保有している場合（分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債を除きます。）
3. 最近1年間において格付け先との間で利益相反を招く恐れのある雇用関係またはその他重要な業務上の関係を有していた場合
4. 格付け先において生計を同一にする直系親族が現に雇用されている場合
5. 格付け先またはその関連先との間で利益相反を招く恐れのある上記以外の関係を有し、または有していた場合

#### (担当格付けアナリスト等による証券等取引の禁止)

**第15条** JCRは、格付けプロセスに関与するアナリスト等（生計を同一にする直系親族を含みます。）に対して、分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債を除いて、その担当する格付け先の発行、保証または信用補完する証券およびこれらの証券に基づく派生商品取引を禁じます。

**(金品等供与に関する禁止)**

**第16条** JCRは、従業員が格付先を含む取引先に金品もしくは利便の供与を求め、または金銭、社会通念上許容される範囲を超える物品（例えば一般に頒布される格付先の製品サンプル等はこれに該当しません。）もしくは利便の供与を受けることを禁じます。

**(利益相反の恐れのある個人的関係の報告)**

**第17条** JCRは、アナリストがその担当する格付先の従業員またはその代理人等との間で、実質的または外見的に利益相反を招く恐れのある個人的関係を有している場合は、社内規程に従いコンプライアンス・オフィサーに報告させるようにします。

## **第4章 格付け情報の公開**

**(格付け等の公表)**

**第18条** JCRは、格付けが決定された場合は、適切なタイミングでこれを公表します。格付けには、最後の更新時期があわせて示されます。格付けおよび分析レポートの公表に関する方針は一般に明らかにします。

**(格付け公表の方法)**

**第19条** JCRは、格付依頼先だけに通知される格付けを除き、全部または一部非公開情報に基づいて公募債格付け、優先債務格付けまたはその他の格付けを公表する場合は、無料かつ誰でも知り得るような方法で公表します。格付けを撤回する場合も同様な方法で行います。

**(格付けに関する情報の公表)**

**第20条** JCRは、外部の第三者がその格付け決定に至った過程を理解できるように格付けの手続き、方法および前提条件（格付先の公開財務諸表に関する調整方法等を含みます。）に関して十分な情報を公表します。こうした情報には、各格付記号の意味、デフォルトの定義および格付けの対象期間等が含まれます。また、格付けを公表する場合はその格付けの主な決定要因をプレス・リリースおよび分析レポートで明らかにします。

#### (格付依頼先の異議に対する対応)

**第 21 条** JCR は、格付けの公表に先立って、格付依頼先に対してその格付けの決定要因となった重要な情報と主要な論点を知らせます。格付依頼先は、これに対してより正確な格付けを付与されるように事実誤認等の異議を述べる機会が与えられます。その異議に対しては、他の格付けアナリストによる再調査、格付委員会の再審議等により対応します。

#### (デフォルト実績率に関する情報の公表)

**第 22 条** JCR は、格付けの透明性を高めるとともに市場が格付けのパフォーマンスを十分判断出来るようにするために、格付記号毎のデフォルト実績率とその安定性に関する十分な情報を公表し、利害関係者が格付け区分の意味が変更したか否かを判断し、また異なる格付会社との間で格付けの質を比較出来るようにします。デフォルト実績率が何らかの事情により統計的に意味を失い、または格付け利用者の判断を誤らせる恐れがある場合は、その要因を説明します。

#### (非依頼格付けの公表)

**第 23 条** JCR は、当該格付先の業界内でのシェアが高い等の理由から、その格付けの公表が JCR の格付け全般の精度向上に資すると判断される場合に、当該格付先の了解を得た上で非依頼格付けを公表します。その場合、格付記号に p 記号を付加することにより、その格付けが格付先の依頼に応じて行われたものでないことを明らかにします。非依頼格付けの場合であっても、格付先とのインタビューを実施する等、通常依頼格付けの場合と同様なプロセスと情報に基づいて格付けを行うことに努めます。なお、国に対する格付けについては、当該国の了解を得ている場合に限りこれを行うこととし、この場合上記の手続きは適用しません。

#### (格付手法等の変更の公表)

**第 24 条** JCR は、既存の格付手法、プロセス等を変更する場合は、変更前の格付手法、プロセス等を前提として格付けを利用してきた者に混乱が生じることのないように慎重に考慮します。変更した個所については、その全部を公表します。

## 第5章 機密情報の取り扱い

### (機密情報の保護)

**第25条** JCRは、守秘契約または機密保持合意の下で格付依頼先との間で共有する情報（以下、「機密情報」と言います。）の機密性を保護するために、社内規程とその実施体制を整備します。JCRおよび従業員は、守秘契約または機密保持合意上許される場合や法令上の要請がある場合を除いて、機密情報をプレス・リリース、セミナー、投資家等との対話等あらゆる場合において開示しません。従業員の退職後も、退職時の契約により機密情報の保護義務を課します。

### (機密情報の使用)

**第26条** JCRは、機密情報を格付け目的のみに、または格付依頼先との守秘契約の規定に準拠して使用します。

### (保有資産および記録の保護措置)

**第27条** JCRの従業員は、保有資産および記録を詐取、窃取または悪用から保護するためにあらゆる合理的措置を講じます。

### (機密情報保有時の証券等取引の禁止)

**第28条** JCRは、従業員が格付先に関する機密情報を保有しているときは、分散型の集団投資スキームによる場合および預金保険法の付保対象となる金融債を除いて、その格付先の証券および派生商品の取引を禁じます。従業員の退職後も、退職時の契約により、退職前に保有していた格付先に関する機密情報に基づく同様な取引を禁じます。

### (機密情報の取り扱い等に関する規程の遵守)

**第29条** JCRは、従業員に対して、機密情報の取り扱いと証券取引に関する社内規程を熟知させ、同規程を遵守している旨定期的に確約させます。

### (一部開示の禁止)

**第30条** JCRは、格付けの見解に関する非公開情報や将来の格付け行為について、格付依頼先およびその代理人を除き、特定者のみに開示することはしません。

(機密情報の取り扱いの限定)

第31条 JCRは、機密情報の取り扱いをその担当格付けアナリストに限定し、格付け判断上必要な場合を除き、他のアナリストに機密情報を共有させません。

(機密情報の保有等の制限)

第32条 JCRの従業員は、証券取引の目的等、JCRの業務遂行以外の目的で機密情報を保有または使用しません。

## 第6章 本行動規範の公表および市場参加者等の意見等の取り扱い

(本行動規範の準拠規範等)

第33条 本行動規範は、証券監督者国際機構の定めた「信用格付機関の活動に関する原則」(“the IOSCO Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies”)および「信用格付機関の基本行動規範」(“the IOSCO Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies”)に準拠して定められたものです。JCRは、本行動規範を実施するために必要に応じて社内規程を制定し、また従業員に周知徹底させる措置を講じます。本行動規範に変更があった場合は、その内容および変更後の行動規範の実施のための措置を適時に公表します。

(意見等受付部署の設置)

第34条 JCRは、市場参加者および一般公衆からの意見、質問、苦情を受付ける部署を設置し、そこで受付けた意見等が格付けに関する施策の策定に反映され得る体制をとることとします。

## 付 則

(実施期日)

第1条 本行動規範は、2005年5月31日から実施します。

## (別表)

「JCR 行動規範」と IOSCO 制定の「信用格付機関の基本行動規範」(\*1)  
 および「信用格付機関の活動に関する原則」(\*2)との対応関係

(\*1) 以下「IOSCO 規範」

(\*2) 以下「IOSCO 原則」

JCR 行動規範	IOSCO 規範	IOSCO 原則
<b>第 1 章 質の高い格付けプロセスの維持</b>		
第 1 条 (格付手法と結果の検証)	1.1、1.2、1.4	1.1
第 2 条 (担当アナリストによる格付け)	1.3、1.4、1.6	1.4、1.5
第 3 条 (格付け担当チームと格付委員会)	1.7、1.8	1.4
第 4 条 (格付け記録の保存)	1.5	1.3
第 5 条 (格付けの見直し、撤回)	1.9、1.10	1.2
第 6 条 (法令等遵守)	1.11、1.15、1.16	—
第 7 条 (従業員の公正性、誠実性)	1.12、1.13、1.14	1.5
<b>第 2 章 格付会社としての独立性の維持と利益相反行為の禁止</b>		
第 8 条 (格付けの独立性、客観性の維持)	2.1、2.2、2.3、2.4	2.2、2.5
第 9 条 (利益相反関係の除去、管理等)	2.6、2.7、2.9	2.1
第 10 条 (日本国債の格付け担当者の制限)	2.10	—
第 11 条 (付随業務における利益相反除去)	2.5	—
第 12 条 (料金体系)	2.8	2.6
<b>第 3 章 従業員の独立性維持と利益相反行為の禁止</b>		
第 13 条 (給与体系等)	2.11、2.12	2.4
第 14 条 (格付けへの関与制限)	2.13	—
第 15 条 (担当格付けアナリスト等による証券等取引の禁止)	2.14	2.3
第 16 条 (金品等供与に関する禁止)	2.15	—
第 17 条 (利益相反の恐れのある個人的関係の報告)	2.16	—
<b>第 4 章 格付け情報の公開</b>		
第 18 条 (格付け等の公表)	3.1、3.2、3.3	3.1
第 19 条 (格付け公表の方法)	3.4	3.2
第 20 条 (格付けに関する情報の公表)	3.5、3.6	3.3
第 21 条 (格付依頼先の異議に対する対応)	3.7	—
第 22 条 (デフォルト実績率に関する情報の公表)	3.8	3.4
第 23 条 (非依頼格付けの公表)	3.9	3.5

JCR 行動規範	IOSCO 規範	IOSCO 原則
第 24 条 (格付手法等の変更の公表)	3.10	—
<b>第 5 章 機密情報の取り扱い</b>		
第 25 条 (機密情報の保護)	3.11	4.1
第 26 条 (機密情報の使用)	3.12	4.2
第 27 条 (保有資産および記録の保護措置)	3.13	—
第 28 条 (機密情報保有時の証券等取引の禁止)	3.14	—
第 29 条 (機密情報の取り扱い等に関する規程の遵守)	3.15	—
第 30 条 (一部開示の禁止)	3.16	—
第 31 条 (機密情報の取り扱いの限定)	3.17	—
第 32 条 (機密情報の保有等の制限)	3.18	—
<b>第 6 章 本行動規範の公表および市場参加者等の意見等の取り扱い</b>		
第 33 条 (本行動規範の準拠規範等)	4.1	—
第 34 条 (意見等受付部署の設置)	4.2	—